

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター
自殺対策に関する革新的研究推進プログラムに関する規程

令和8年3月23日改正

(目的)

第1条 本規程は、いのち支える自殺対策推進センター（以下「JSCP」という。）の実施する自殺対策に関する革新的研究推進プログラム（以下「本プログラム」という。）について、「自殺対策に関する革新的研究推進プログラムに関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

第1章 組織体制

(ガバニングボード)

第2条 本プログラムの着実な推進を図るためガバニングボード（以下「GB」という。）を置く。

2 GBは、基本方針に定めた目的を実現するため、本プログラムにおける公募課題の選定、応募にかかる研究の採択、委託研究の評価等を行うとともに、各課題の研究結果の社会還元及び予算配分等への助言を行う。

3 GBは、各種資料を検討した結果、研究計画の変更、研究の実施体制の変更、研究費の増減、共同研究者の変更又は研究の中止が必要かつ相当であると認めたときは、その旨研究代表者に通知し、必要な対応をするものとする。

各研究課題に関わる研究者及び研究機関は、GBの上記決定に協力する義務を負う。

4 GBは、5名以上10名以内の委員（以下「GB委員」という。）をもって構成する。

5 GBに議長及び副議長を置く。議長はGB委員の互選により選出し、JSCPのセンター長（以下「センター長」という。）が任命する。副議長は、議長が指名する。議長が欠けたとき又は事故等があったときは、副議長が議長の職務を代行する。

6 GBは、第5条第4項の有識者委員及び助言者が述べた本プログラムの運営についての意見を、プログラムの運営に活かすよう努めるものとする。また、GBは、特に必要と認める場合には、任期満了等により退任した元GB委員、GB委員以外の特別の分野の専門家又はJSCP職員等の意見を聴くことができる。

7 GBは、JSCPの事業年度（毎年4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする1年をいう。）内に1回以上、定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催する。

8 GBは、議長が招集する。GBが有効に成立するためには、GB委員の過半数の出席を必要とする。

9 その他、GBについての詳細は別に定める。

(GB委員)

第3条 GB委員は、理事会の議を経てセンター長が任命する。理事会は、GBによる本プロ

グラムの適切な運営を確保するため、下記の点を考慮して GB 委員を選任することとする。

- (1) 自殺対策の研究に関する課題設定及び評価に当たって必要な専門領域について高度な知見を有する GB 委員の確保
 - (2) 年齢、性別、経歴、所属機関等の観点からの GB 委員の多様性への配慮
- 2 GB 委員の任期は 3 年とし、再任は妨げない。ただし、既存の GB 委員に追加して選任された GB 委員の任期は他の GB 委員の残任期間とし、GB 委員の欠員が生じたときに補充で選任された GB 委員の任期は前任者の残任期間とする。また、任期満了後も後任が任命されるまでは引き続き職務を行うものとする。
 - 3 その他、GB 委員についての詳細は別に定める。

(PD)

- 第 4 条 本プログラムに 1 名以上のプログラムディレクター（以下 PD という。）を置く。
- PD は、各研究領域毎に 1 名を置くことができるものとし、本プログラムの研究代表者を務めた者（当該年度の研究代表者を含む。）の中から GB が指名し、センター長が任命する。
- 2 PD は、各研究課題の進捗管理及び助言等を行い、各研究課題に関わる研究者及び研究機関は、PD に協力する義務を負う。
 - 3 PD の任期は就任時から翌々年度の 3 月 31 日までとし、任期満了後も後任が任命されるまでは引き続き職務を行うものとする。PD が欠けたときに補充で選出された PD の任期は前任者の残任期間とする。
 - 4 その他、PD についての詳細は別に定める。

(有識者委員及び助言者)

- 第 5 条 本プログラムの適正な運営を確保し、各研究課題が着実な成果を達成するために有益な意見を聴取することを目的として、本プログラムに若干名の有識者委員を置く。
- 2 前項の有識者委員の任期は 2 年とし、GB の意見を聴いた上でセンター長が任命する。有識者委員がその職務を行うことができなくなった場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。また、任期満了後も後任が任命されるまでは引き続き職務を行うものとする。
 - 3 JSCP は、基本方針に定める目的のうち、主として、研究と政策の連動性を高める目的で、本プログラム全体又は個々の研究課題に対する助言を受けるため、厚生労働省その他の省庁関係者若干名を助言者として指名することができる。助言者の任期は指名の日から当該年度末までとする。また、所属する省庁における異動があった場合、JSCP は、後任を指名するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
 - 4 有識者委員及び助言者は、第 6 条に定める研究代表者会議に出席し、GB が採択時等に示した評価内容を踏まえて、各研究課題について、研究代表者に直接意見を述べることができる。また、有識者委員及び助言者は、研究代表者会議またはそれ以外の機会に、本プログラムの運営について、GB に対し書面または口頭で意見を述べるこ

とができる。

- 5 その他、有識者委員及び助言者についての詳細は別に定める。

(研究代表者会議)

第6条 採択された委託研究について、研究者と他の研究者、有識者委員及び助言者との意見交換、研究者同士の交流・連携並びにそれらに基づく研究内容の充実向上を目的として、研究計画の発表、研究遂行方法の説明及び進捗状況の確認とそれに対する質疑応答、助言等を行うため研究代表者会議を置く。

- 2 研究代表者会議は、採択された委託研究の研究代表者をもって構成する。ただし、研究代表者が欠席の場合は代理として研究分担者または研究協力者が出席する。また、研究代表者会議議長の承認があれば、研究分担者又は研究協力者も参加できるものとする。
- 3 第5条の有識者委員及び助言者は、研究代表者会議に出席し、研究代表者に対し質問し、研究課題に関する意見を述べるができる。各研究代表者は、研究遂行にあたって、GBによる研究課題評価を踏まえて、有識者委員及び助言者の意見をできるだけ活かすよう努めるものとする。
- 4 研究代表者会議の議長は、PDが務める。
- 5 GBは、研究代表者会議における研究代表者の発表内容、有識者委員及び助言者の意見、質疑応答や議論の経過等について、会議の記録により把握するものとする。
- 6 その他、研究代表者会議についての詳細は別に定める。

(事務局及びサポーターリングオフィサー)

第7条 JSCP内に本プログラムの担当事務局を置く。

- 2 事務局は、センター長またはセンター長の指名する役職員が統括するものとし、GB議長の命を受けて、GBの運営その他本プログラムの実施に必要な事務を行う。
- 3 JSCPは、採択された研究課題の研究代表者からの要請に基づき、研究と現場と政策の連携を推進する目的で、当該研究課題を支援するサポーターリングオフィサーを置くことができる。
- 4 サポーターリングオフィサーはセンター長が指名するものとし、その任期、役割及び支援方法については、当該研究課題の研究代表者とJSCPの協議により定めるものとする。

第2章 委託研究の実施体制

(委託研究の公募)

第8条 GBは、研究領域毎に公募課題及び公募申請に関する諸条件を記載した公募要領を定めたうえで、本プログラムに関する委託研究の公募を行う。

- 2 GBは、個々の研究領域とは別にJSCPの意見を聴いたうえで、具体的な政策課題あるいは研究目標に向けた公募課題について委託研究の公募を行うことができる。
- 3 本プログラムに関する委託研究の研究期間は、1年度以上3年度以内とする。

- 4 GB は、本プログラムに関する委託研究の一部の公募に際して、応募者の年齢、経歴及び所属機関等に関する条件を別に定めることができる。

(公募申請と採択)

- 第9条 公募課題への応募希望者は、研究代表者として、委託研究公募申請書に必要書類を添付して応募する。
- 2 GB は、応募にかかる研究について、別に定める評価項目に基づき評価を行い、それにより採択すべき研究（以下「採択課題」という。）を決定する。なお、GB は、採択にあたり、研究計画の変更又は研究の実施体制の変更等を条件とすることができる。
 - 3 GB は、応募者に前項の評価結果を通知するとともに、採択課題の研究代表者及び研究代表者が所属する組織（以下「委託研究先」という。）に採択された旨と評価の内容を書面で通知する。
 - 4 公募申請及び採択手続についての詳細は別に定める。

(倫理審査等)

- 第10条 採択課題の研究代表者は、採択された旨の通知がなされた後、必要に応じて、速やかに委託研究先において、研究を開始するうえで必要な倫理審査等の手続を取ることとする。
- 2 採択課題について、研究代表者が委託研究先において、必要な倫理審査等の手続を取ることができない場合は、外部審査機関において必要な手続を取ることができる。

(委託研究契約の締結と委託研究費の交付)

- 第11条 採択課題（第9条第2項により採択にあたり条件が付された場合、研究代表者及び委託研究先が当該条件を承諾する場合に限る）について、JSCP と委託研究先との間で、委託研究契約を締結する。研究機関が1年度を超える研究については、年度ごとに契約を締結する。
- 2 JSCP は、委託研究契約が締結された後、委託研究先に委託研究費を交付する。
 - 3 委託研究契約についての詳細は別に定める。

(各種事務手続)

- 第12条 委託研究に関する各種の事務手続は、「競争的研究費における各種事務手続等に係る統一ルールについて」（令和3年3月5日制定 令和5年5月24日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえて、前条の契約及び本条以下に定めるところによるものとする。
- 2 各種事務手続についての詳細は別に定める。

(各種報告書等の提出)

- 第13条 研究代表者は、毎年3月31日までに完了した業務に係る届出を、同年4月5日までに提出する。

- 2 研究代表者は、当事業年度後、JSCP が指定する日までに、JSCP に対し、会計実績報告書及び研究成果報告書を提出する。
- 3 JSCP は、各種報告書等に基づき、委託研究費の支出額（年度内執行額）を確定する。

（研究課題評価）

- 第 14 条 GB は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日制定、内閣総理大臣決定）及び「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（平成 22 年 11 月 11 日策定 平成 29 年 3 月 24 日改正、厚生労働省大臣官房厚生科学課）を踏まえて、委託研究について、研究課題評価を行う。
- 2 GB は、採択課題の決定にあたり事前評価を行い、委託研究終了後、事後評価を行うものとし、研究期間が 1 年度を超える研究については、1 年度ごとに中間評価を行う。それぞれの評価結果については、研究代表者に通知する。
 - 3 GB は、中間評価の結果、研究計画の変更、研究の実施体制の変更、研究費の増減、共同研究者の変更又は研究の中止が必要かつ相当であると認めたときは、その旨研究代表者に通知し、必要な対応をするものとする。
各研究課題に関わる研究者及び研究機関は、GB の中間評価に基づく決定に協力する義務を負う。
 - 4 GB は、委託研究の内容によっては、研究終了後一定期間後に追跡評価を行うことができるものとする。
 - 5 GB は、研究課題評価の実施に当たって、必要に応じて退任した元 GB 委員、外部の専門家又は第三者評価機関等の意見を聴き、その協力を求めることができる。
 - 6 研究課題評価についての詳細は別に定める。

（評価に関する不服申立てと再評価）

- 第 15 条 採択課題の研究代表者のうち、第 14 条第 2 項の評価結果に不服がある者は、評価結果の通知を受けてから、1 週間以内に、必要な資料を添えて、不服の内容と根拠を記載した不服申立書を提出することができる。
- 2 GB は、前項の不服申立てを受けて、改めて当該研究課題について再評価を行うことができる。再評価の結果及び再評価の内容については、不服申立てを行った者に通知するものとし、再評価の結果については不服申立てをすることはできない。

（研究成果及び研究課題評価の公表）

- 第 16 条 JSCP は、研究成果の社会還元へ向けた取組として、研究代表者が研究発表を行う委託研究成果報告会（「自殺対策推進レアール」と称する。）を開催する。
- 2 JSCP は、各研究代表者から提出された研究成果報告書を公表する。
 - 3 JSCP は、前条に記載した GB による研究課題評価の結果を公表する。
 - 4 第 1 項から前項までの研究発表及び公表については、本プログラムの適正な運営、個人情報の保護、知的財産権の保全、研究者の正当な利益の保護及び国家安全保障に留意して行うものとする。

第3章 その他

(守秘義務)

第17条 GB委員、PD、有識者委員及び助言者、研究代表者会議出席者、第2条第6項又は第14条第5項に基づきGBが意見を聴取した関係者、サポーターティングオフィサー及び事務局員は、その職務上知り得た秘密を、正当な理由なく他に漏らし、又は利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利益相反マネジメント)

第18条 JSCPは、GB委員による研究課題評価の公正性及び透明性を確保するため、GB委員について利益相反マネジメントを行うものとし、GB委員はそれに協力するものとする。

2 GB委員の利益相反マネジメントについての詳細は別に定める。

(GB委員等への接触・不当な働きかけの禁止)

第19条 第9条第1項に基づき公募課題に応募を希望する者は、採択課題の決定の公表までの間、GB委員に接触できないものとし、時期と手段を問わずGB委員及びJSCPの役職員に対し採択に影響を与えるような働きかけをしてはならない。

2 前項に記載する事態が判明した場合、GBは、違反した者の研究を審査対象から排除するものとし、一旦決定された採択課題の採択を取り消すことができるものとする。

(記録の作成及び保管)

第20条 本プログラムに関わる全ての会議体（以下「会議体」という。）及び事務局は、会議体の審議及び運営に関する記録を作成しなければならない。

2 会議体及び事務局は、前項の記録及び審査資料を5年間（委託研究に関する審議に関する記録については当該研究の終了が報告された日の翌日から5年を経過する日まで）保管しなければならない。

(情報公開)

第21条 JSCPは、本プログラムに関する諸規定、GBその他の会議体の開催状況及び審査の概要等について公開する。ただし、公開の範囲及び方法について、本プログラムの適正な運営、個人情報の保護、知的財産権の保全、研究者の正当な利益の保護及び国家安全保障に留意して行うものとする。

2 公開に関する手続についての詳細は別に定める。

(オンライン審議の実施)

第22条 会議体は、必要に応じて、オンライン審議を実施することができるものとする。

2 オンライン審議で取り扱いができる議題は、対面審議に準ずるものとする。

(書面審議の実施)

第23条 GBは、速やかな審議を行うため、書面(電磁的方法も含む)審議を実施することができるものとする。

2 書面審議についての詳細は別に定める。

附則

1 革新的自殺研究推進プログラムに関する規則(令和2年4月1日施行)及び革新的自殺研究推進プログラム運営指針(令和2年4月1日施行)は廃止する。

2 本規程に基づき委嘱した最初のGB委員の任期は第2条第5項の定めにかかわらず令和7年3月31日までとする。

3 本規程に基づき委嘱した最初のPDの任期は第3条第4項の定めにかかわらず令和7年3月31日までとする。

4 本規程に基づき委嘱した最初のPD会議の有識者委員の任期は第4条第4項の定めにかかわらず令和7年3月31日までとする。

5 この規程は、令和4年6月27日から施行する。

附則

1 本規程に基づき委嘱した最初のGB委員の任期は第3条第2項の定めにかかわらず令和7年3月31日までとする。

2 本規程に基づき委嘱した最初のPDの任期は第5条第3項の定めにかかわらず令和7年3月31日までとする。

3 この規程(令和5年3月30日改正)は、令和5年4月1日から施行する。

附則

1 この規程(令和5年6月19日改正)は、令和5年4月1日から施行する。

附則

1 この規程(令和7年6月26日改正)は、令和7年4月1日から施行する。

附則

1 第5条2項の規定に関わらず、改正前のPD会議の構成員である有識者委員を本規程第5条の有識者委員とみなし、その任期は令和9年3月31日までとする。

2 この規程(令和8年3月23日改正)は、令和8年4月1日から施行する。